

議第78号

高山市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について

高山市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成24年12月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険法の改正に伴い指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるため制定しようとする。

高山市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めることを目的とする。

(指定に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める定員は、29人以下とする。

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。